

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）※小数点第一位まで表記

行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳 職名	職制上の段階			
		(人)	(%)		(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う職務	725	6.3	—	725	6,567	56.6	係員
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	2,587	22.3	—	2,587			
3級	特に高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の職務	3,255	28.1	—	3,255			
4級	担当係長の職務	3,126	26.9	担当係長 主査 教育委員会の図書館の長 高等学校の事務長 小学校又は中学校の事務主任 事業所のうち、課（課に準ずるものを含む。）に属するものの長 担当司令 南部子ども相談センター一時保護所長 その他	2,863 103 23 21 92 2 2 1 19	3,126	26.9	係長級
5級	課長代理又は担当課長代理の職務	881	7.6	課長代理 担当課長代理 副参事 小学校又は中学校の事務主幹 事業所のうち、部（部に準ずるものを含む。）に属するものの副所長、副場長、副館長、副園長又は副院長 出張所長 消費者センター副所長 保育・幼児教育センター副所長 子ども相談センター一時保護所長 その他	264 542 44 12 10 1 2 1 1 4	881	7.6	課長代理級
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 消防監の職務	754	6.5	課長 担当課長 参事 事業所のうち、部（部に準ずるものを含む。）に属するものの長 東淀川区役所出張所長 東京事務所副所長 消費者センター所長 中央図書館副館長 消防監 その他	250 392 37 33 1 1 1 1 37 1	754	6.5	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 消防正監（理事を除く。）の職務	209	1.8	部長 担当部長 人事室次長 会計室次長 局に属する次長 局に属する室長 副理事 副区长 事業所のうち、局（局に準ずるものを含む。）に属するものの長又は副所長 市税事務所の長 学校運営支援センターの長 財政局市債権回収対策室長 都市計画局交通政策室長 福祉局生活困窮者自立支援室長 南部子ども相談センター所長 都市整備局公共建築室長 天王寺動物公園事務所長 淀川左岸線2期建設事務所長 臨港方面管理事務所長 インクルーシブ教育推進室長 消防正監	52 63 1 1 2 3 21 23 11 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 16	209	1.8	部長級
8級	局長又は理事の職務	63	0.5	局長 理事 危機管理監 市政改革室長 ICT戦略室長 人事室長 政策企画室長 会計室長 区長（指定職給料表の適用を受ける職員が行う区長の職務を除く。） 西成区副区长 市民局市政支援室長 中央卸売市場長 財政局税務総長 子ども相談センター所長 臨海地域事業推進本部長 教育次長	18 21 1 1 1 1 1 1 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1	63	0.5	局長級
合計		11,600	100.0					

高等学校等教育職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の講師（教諭（指導専任）を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務 2 高等学校の実習助手の職務	58	5.3	—	58			
2級	1 高等学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 2 高等学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務	808	74.0	教諭 教諭（指導専任） 主務教諭 養護教諭 主務養護教諭 総括実習助手 教諭（実習担当） 指導主事	214 5 546 8 17 6 3 9	908	83.2	教諭級
特2級	高等学校の主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職務	42	3.8	主幹教諭（首席） 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭 指導主事	24 10 1 3 4			
3級	高等学校の教頭の職務	141	12.9	教頭 次席指導主事 総括指導主事 管理主事 指導主事	21 11 41 10 58	141	12.9	教頭級
4級	高等学校の校長又は准校長の職務	43	3.9	校長 課長 首席指導主事 首席管理主事	20 5 16 2	43	3.9	校長級
合計		1,092	100.0					

小学校・中学校教育職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の講師又は養護助教諭の職務	383	3.6	—	383			
2級	1 小学校又は中学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 2 小学校又は中学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務	9,039	84.4	教諭 教諭（指導専任） 主務教諭 養護教諭 主務養護教諭 栄養教諭 主務栄養教諭	3,376 29 5,107 150 249 61 67	9,853	92.0	教諭級
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職務	431	4.0	主幹教諭（首席） 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	305 110 8 8			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	450	4.2	副校長 教頭	26 424	450	4.2	教頭級
4級	小学校又は中学校の校長の職務	409	3.8	校長	409	409	3.8	校長級
合計		10,712	100.0					

幼稚園教育職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園の講師又は養護助教諭の職務	17	6.4	—	17			
2級	幼稚園の教諭又は養護教諭の職務	141	53.2	教諭 養護教諭	104 37	158	59.6	教諭級
3級	幼稚園の主幹教諭又は指導養護教諭の職務	60	22.6	主幹教諭（主任） 指導養護教諭	57 3	60	22.6	教頭級
4級	幼稚園の園長の職務	47	17.7	園長	47	47	17.7	校長級
合計		265	100.0					

研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高度の知識経験に基づき調査又は研究を行う研究員又は学芸員の職務	10	34.5	—	10	10	34.5	係員
2級	1 課長代理又は担当課長代理の職務 2 担当係長の職務	14	48.3	研究主任 主任学芸員	6 2	8	27.6	係長級
				副主幹	6	6	20.7	代理係長級
3級	課長又は担当課長の職務	4	13.8	課長 担当課長	1 1	4	13.8	課長級
				主幹	1			
				環境科学研究センター所長	1			
4級	部長又は担当部長の職務	1	3.4	大阪城天守閣館長	1	1	3.4	部長級
合計		29	100.0					

医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	高度の知識経験に基づき業務を行う医師又は歯科医師の職務	4	7.8	—	4	4	7.8	係員
2級	1 課長代理又は担当課長代理の職務 2 担当係長の職務	12	23.5	医長	8	8	15.7	課長代理 係員
				副主幹 弘済院附属病院の副部長	3 1	4	7.8	
3級	課長又は担当課長の職務	22	43.1	主幹 弘済院附属病院の部長	15 7	22	43.1	課長級
4級	部長又は担当部長の職務	12	23.5	弘済院附属病院の長	1	12	23.5	部長級
				弘済院附属病院の副院長	1			
				保健所長	1			
				医務監	5			
保健医療監	4							
5級	局長又は理事の職務	1	2.0	首席医務監	1	1	2.0	局長級
合計		51	100.0					

医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	薬剤師、獣医師、栄養士又は医療技術職員の職務	164	34.5	—	164	278	58.5	係員
2級	特に高度の知識経験若しくは技術を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の薬剤師、獣医師、栄養士又は医療技術職員の職務	114	24.0	—	114			
3級	担当係長の職務	118	24.8	担当係長 主査 その他	99 18 1	118	24.8	係員級
4級	課長代理又は担当課長代理の職務	39	8.2	課長代理 担当課長代理 副主幹	1 2 36	39	8.2	課長代理 係員
5級	課長又は担当課長の職務	40	8.4	課長	6	40	8.4	課長級
				担当課長	7			
				参事	1			
				主幹	18			
				弘済院附属病院の部長	1			
				事業所のうち、部に属するものの長 生活衛生監視事務所長	2 5			
合計		475	100.0					

医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	看護師、保健師、助産師又は准看護師の職務	53	8.5	—	53	434	69.7	係員
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う看護師、保健師、助産師又は准看護師の職務	113	18.1	—	113			
3級	特に高度の知識経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の看護師、保健師、助産師又は准看護師の職務	268	43.0	—	268			
4級	担当係長の職務	155	24.9	担当係長 主査	119 36	155	24.9	係員級
5級	課長代理又は担当課長代理の職務	24	3.9	担当課長代理 副主幹 弘済院附属病院の副部長	1 22 1	24	3.9	課長代理 係員
6級	課長又は担当課長の職務	10	1.6	担当課長 主幹 弘済院附属病院の部長	1 8 1	10	1.6	課長級
合計		623	100.0					

消防職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	消防士の職務	492	14.2	消防士	492	2,922	84.2	係員
2級	消防士長又は消防副士長の職務	1,162	33.5	消防士長	1,162			
3級	1 消防司令補の職務 2 消防士長(高度技術)の職務	1,268	36.5	消防司令補 消防士長(高度技術)	1,182 86			
4級	消防司令の職務	439	12.7	消防司令 その他	438 1	439	12.7	係員級
5級	消防司令長の職務	109	3.1	消防司令長	109	109	3.1	課長代理 係員
合計		3,470	100.0					

保育士給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保育士の職務	452	46.0	—	452	886	90.2	係員
2級	特に高度の知識経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の保育士の職務	288	29.3	—	288			
3級	主任保育士の職務	146	14.9	—	146			
4級	担当係長の職務	96	9.8	担当係長	96	96	9.8	係長級
合計		982	100.0					

指定職給料表

基準となる職務	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
公募により任命された区長の職務	13	100.0	区長	13

一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表

号給	基準となる場合	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	66.7	担当課長	1
				不正入札監察室長	1
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	33.3	担当部長	1
合計		3	100.0		

技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務 3 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う事業担当主事補の職務	2,786	61.1	技能労務職員	1,919	4,561	100.0	係員
				事業担当主事補	52			
				給食調理員 管理作業員	326 489			
2級	1 技能職員、管理作業員、給食調理員又は技術作業員の業務主任の職務 2 技能職員の企画調整担当主任(業務主任相当)の職務 3 特に高度な専門的知識又は経験を必要とする業務を行う事業担当主事補の職務 4 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行うとともに、業務主任若しくは企画調整担当主任(業務主任相当)の補佐又はこれに準ずるものとして人事室長が認める業務を行う職務	1,256	27.5	業務主任	1,069	4,561	100.0	係員
				企画調整担当主任	80			
				事業担当主事補	4			
				技能労務職員	103			
3級	1 技能職員、管理作業員又は給食調理員の技能統括主任の職務 2 技能職員の企画調整担当主任(技能統括主任相当)の職務 3 技術作業員の作業長の職務 4 技能職員の部門監理主任の職務 5 技能職員の企画調整担当主任(部門監理主任)の職務 6 管理作業員又は給食調理員の業務監理主任の職務 7 技術作業員の副作業長の職務	519	11.4	技能統括主任	93	4,561	100.0	係員
				企画調整担当主任(技能統括主任相当)	13			
				作業長	1			
				部門監理主任	325			
				企画調整担当主任(部門監理主任相当)	43			
				業務監理主任	42			
				副作業長	2			
合計		4,561	100.0					

水道局企業職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	35	4.0	—	35	614	70.7	係員
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	239	27.5	—	239			
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の職務	340	39.2	—	340			
4級	担当係長又は主査の職務	171	19.7	担当係長	171	171	19.7	係長級
5級	課長代理、副所長、副場長、担当課長代理、研究副主幹又は副参事の職務	34	3.9	課長代理	18	34	3.9	課長代理級
				副所長	2			
				副場長	3			
				担当課長代理	11			
6級	課長、所長、場長、担当課長、研究主幹又は参事の職務	40	4.6	課長	13	40	4.6	課長級
				所長	6			
				場長	3			
				担当課長	18			
7級	部長、担当部長、技術監又は副理事の職務	8	0.9	部長	2	8	0.9	部長級
8級	理事の職務	1	0.1	担当部長	6	1	0.1	局長級
				理事	1			
合計		868	100.0					

水道局企業職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務	255	55.2	—	255	462	100.0	係員
				2級	現場における作業を監督する業務又は部門統括等を補佐する業務を行う職務			
3級	1 部門統括の職務 2 所属統括の職務	55	11.9					
				部門統括	42			
合計		462	100.0					